

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- 宿泊客の氏名、性別、住所(外国人にあっては国籍)、職業及び電話番号
- 宿泊日及び到着予定時刻
- 宿泊を希望する客室のタイプ及び宿泊料金
- その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（7日を超えるときは7日間）の税金を含む宿泊料金を限度として、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば最終精算の際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 満室により、客室の余裕がないとき。
- 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき、又はするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が伝染病者であると認められるとき。
- 伝染病の防疫上、やむを得ないとき。
- 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする者が、泥酔し又は言動・挙動・風体等が異常で、他の宿泊客に迷惑をおよぼしたと認められるとき、又はそのおそれがあると認められたとき。
- 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団(以下「暴力団」という)及び指定暴力団員等(以下「暴力団員」という)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、本約款末尾の別表に掲げるところにより違約金を申し受けます。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなして処理することがあります。

4. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡

をしないうで到着しなかったことが、列車・航空機等の公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊客の責任に帰さないものであることを証明したときは、本条第2項の違約金はいただきません。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- 本約款第5条第2号から第11号までに該当するとき。
 - ベッドでの寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他本約款第11条の利用規則に従わないとき。
 - 本約款第2条第1項の各事項について、当ホテルが指定した期限までにこれらの事項の申し出がなされないとき、又は虚偽の申し出がなされたと認められるとき。
 - 天災事変その他のやむを得ない理由により客室を提供できなくなったとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、職業及び電話番号
- 外国人にあっては、国籍、旅券番号並びにその写し、入国地及び入国年月日
- 出発日及び出発予定時刻
- その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、第12条の料金の支払いを当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌日の午前11時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。(但し、客室の整備をする時間帯を除きます。)

2. 前項の使用時間といえども、当ホテルが客室や建物を整備・管理する必要上やむを得ない場合には、その時間の変更・工事による騒音の発生・空調や給水給湯並びにエレベーター及び通電の停止・通路の変更等を行うことがあります。

3. 当ホテルは、本条第1項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加使用料を申し受けます。

- 正午までは室料相当額の10%
- 午後1時までは室料相当額の20%
- 午後2時までは室料相当額の30%
- 午後2時を超える場合は室料相当額の全額

4. 前項の室料相当額は、税金を含む宿泊料金とします。

(営業時間)

第10条 当ホテルのフロント・キャッシャー等のサービス時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はパンフレット、各所の掲示、客室内の館内案内等でご案内いたします。

- | | |
|--------------|---------|
| (イ) 門 限 | ございません。 |
| (ロ) フロントサービス | 24時間 |

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(利用規則)

第11条 宿泊客は、当ホテル内においては当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

2. 長期滞在の如何を問わず、宿泊客が当ホテルの住所に住民登録をすることは禁止します。

(料金の支払)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金は、当ホテルのフロント及びインターネットの予約サイト上に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約の履行に当たり又はそれらの不履行により宿泊客に被害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、提供する客室の清掃や整備に関して不備がある場合には、それを清掃・補修・補充・修理等により可能な限り早く回復させるものとし、それに付随するすべての損害については何らの責任を負わないものとします。

3. 宿泊客が、当ホテルに掲示した利用規則等に従わないために発生した事故に関しては、当ホテルはその責任を負いません。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件に近い他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、本約款末尾の別表の違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

3. 本約款第7条に基づいて当ホテルが契約解除をした場合には、本条第1項・第2項の適用はないものとします。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめその種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルは3万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて滅失、毀損等の損害が生じたとき、当ホテルはその責任を負いません。但し、それが当ホテルの故意又は過失によるときは、当ホテルは1万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊において当ホテルに到着した場合は、その手荷物到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合においてその所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者からの連絡をお待ちし、その指示を待つものとします。尚、その指示による運送費用は宿泊客の負担とさせていただきます。又、所有者の連絡・指示がない場合あるいは所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後当ホテルが必要と判断した場合は最寄りの警察署に遺失物として届け、その他の物は当ホテルに於いて処分するものとします。但し、当ホテルがなま物・食料品等長期の保管ができない物や雑誌類・日用品類などで処分が適当と判断した物品は、発見日を含めて1日保管後に処分するものとします。

3. 本条第1項・第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、第2項の場合にあっては前条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、駐車料金支払いや車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするだけのものであり、車両の管理責任まで負うものではありません。よって当ホテルは駐車場内の事故等については一切その責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

(コンピューター通信)

第19条 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用については、宿泊客ご自身の責任にて行うものとし、システム障害・ウィルス感染・その他の理由によるサービスの中断など、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。

2. コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル又は第三者に損害が生じた場合、当該宿泊客はその損害を賠償する責任を負うものとします。

(管轄裁判所)

第20条 本契約について紛争が生じたときは、富山地方裁判所をもって第一審の裁判所とします。

(約款の変更)

第21条 当ホテルは、本約款を予告なく変更することがあります。その場合、改定日以降の宿泊には変更後の規定が適用されるものとします。

[別表 違約金]

契約解除の通知を受けた日	20日前	9日前	前 日	当 日	不 泊
一般14名まで	—	—	—	100%	100%
団体15～30名	—	20%	40%	100%	100%
団体31名以上	20%	20%	80%	100%	100%

- 備考1. %は、税金を含む宿泊料金に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を收受します。
 - 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)に当たる人数については違約金はいただきません。